

引越業者の皆様へ

家電4品目は「正しく」リサイクルしてください

- ◆ 家電4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。いずれも家庭用機器に限る。）は、家電リサイクル法の対象品目であり、家電4品目が廃棄物となったもの（以下「廃家電4品目」という。）は、家電リサイクル法等に基づき適切に製造業者等（指定引取場所）に引き渡す必要があります。
- ◆ このため、お客様（排出者）から廃家電4品目の処分（引取り）を求められた場合は、次の事項に注意して対応してください。

引越業者がとるべき適切な対応

①引越業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当する場合

小売業者は、家電リサイクル法において、以下の事項を実施しなければなりません。

➤ 消費者（排出者）からの引取義務

■小売業者は、次の場合には、消費者（排出者）が排出する場所（自宅など）において、消費者（排出者）から廃家電4品目を引き取る義務があります。

ア. 自らが過去に小売販売をした廃家電4品目の引取りを求められたとき

イ. 対象機器の小売販売に際し、同種の対象機器に係る廃家電4品目の引取りを求められたとき

※ア・イ以外の場合であっても、廃家電4品目の引取りを行うことが可能です。ただし、引取りを行った場合には、下記の引渡義務や管理票の交付・管理・保管等義務が発生します。

➤ 製造業者等への引渡義務

■小売業者は、廃家電4品目を引き取ったときは、次の場合を除き、指定引取場所に運搬し、**製造業者等（指定引取場所）に引き渡す義務**があります。

①自ら製品としてリユースする場合

②当該廃家電4品目を製品としてリユースする者（ex.消費者）に有償又は無償で譲渡する場合

③当該廃家電4品目を製品としてリユース販売する者（ex.リユース業者）に有償又は無償で譲渡する場合

※②③については、譲渡先の者が適正にリユースをする又はリユース販売をする場合のみを指すものであり、「リユース利用」又は「リユース販売」を行うと称しつつ、実際にはそれを行わない者（いわゆる「不用品回収業者」など）に有償又は無償で譲渡することはこれに該当しません。

➤ このほか、収集運搬料金の公表・応答（リサイクル料金を含む。）義務や、管理票（家電リサイクル券）の交付・管理・保管等義務があります。



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry



環境省
Ministry of the Environment

②引越業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当しない場合

- 廃家電4品目の収集運搬を行うことができる一定の場合を除き、引越業者は、廃家電4品目の運搬を行うことができません。引っ越し予定のお客様に対しては、前もって、家電4品目を処分する場合には、当該家電4品目を購入した小売業者などに依頼するか、小売業者に引取義務がない廃家電4品目については市区町村に相談するよう伝えてください。

※小売業者や市区町村の引取りは、引っ越しの日の直前に依頼されても対応できません。引っ越しを行うお客様には前もって廃家電4品目の処分の手配を行うよう伝えてください。

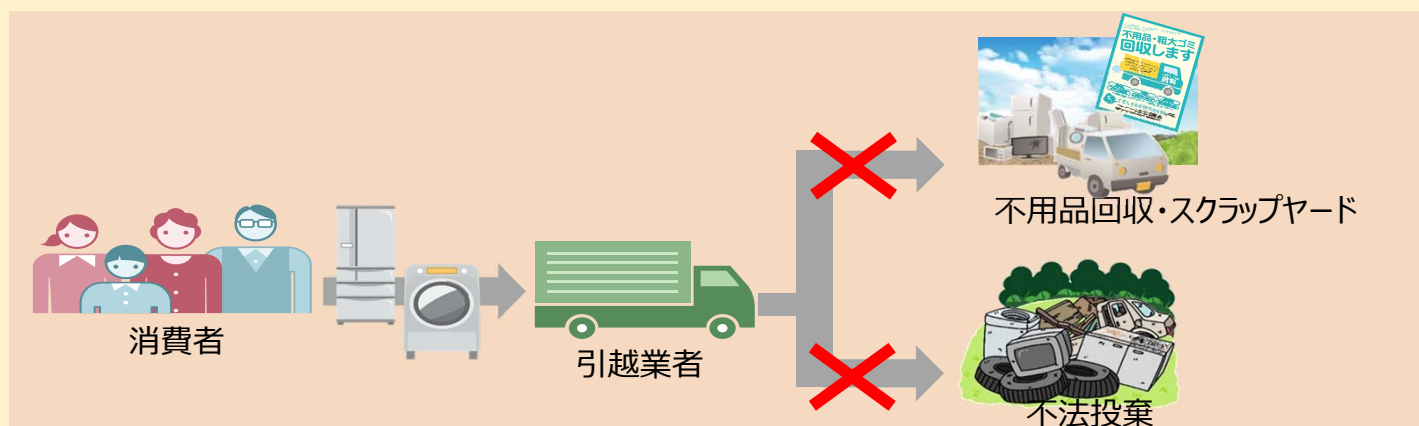
- なお、家電リサイクル法上の小売業者に該当しない引越業者が、廃家電4品目の運搬を行うことができる場合とは、一般廃棄物収集運搬許可（事業所から排出される廃家電4品目については、産業廃棄物収集運搬許可）を有する場合などです。

③引っ越しを考えているお客様に対して、廃家電4品目の適正排出を依頼してください

廃家電4品目については家電リサイクル法等に則した適正な排出を行うよう、引っ越しを考えているお客様に依頼してください。（引っ越しを行う消費者向け資料をご活用ください。）

引越業者がしてはいけないこと

- 廃家電4品目の収集運搬を行うことができない引越業者が収集運搬を行った場合、廃棄物処理法に違反します。また、廃家電4品目の収集運搬を行うことができる引越業者が、引き取った廃家電4品目を製造業者等（指定引取場所）に引き渡さずに違法な回収業者等に引き渡した場合、家電リサイクル法又は廃棄物処理法に違反します。



詳しくは、経済産業省・環境省が開催した「引越業者向け家電リサイクル法等に関する説明会」の資料を御覧ください。



https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryou.html